

瀬戸市告示第93号



瀬戸市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月21日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和7年9月5日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 5 5 号議案	市有財産（土地）の売払いについて……………	1
第 5 6 号議案	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部 改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について……………	2
第 5 7 号議案	瀬戸市旅費条例の一部改正について……………	9
第 5 8 号議案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時 特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の 退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部 を改正する条例の一部改正について……………	2 0
第 5 9 号議案	地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の 整備に関する条例の一部改正について……………	2 7
第 6 0 号議案	瀬戸市地域交流センター条例の一部改正につ いて……………	2 9
第 6 1 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	3 1
第 6 2 号議案	瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正に ついて……………	3 3
第 6 3 号議案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について……………	3 5
第 6 4 号議案	瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れに ついて……………	5 1
第 6 5 号議案	瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契 約の変更について……………	5 4
第 6 6 号議案	市道路線の認定について……………	5 5
第 6 7 号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について……………	5 7

第 6 8 号議案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について……………	5 8
第 6 9 号議案	令和 7 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 4 号）…	別冊
第 7 0 号議案	令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 1 号議案	令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 2 号議案	令和 7 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
認定第 1 号	令和 6 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認 定について……………	別冊
認定第 2 号	令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 3 号	令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 4 号	令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 5 号	令和 6 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 6 号	令和 6 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について……………	別冊
認定第 7 号	令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定 について……………	別冊
同意第 5 号	瀬戸市教育長の任命について……………	別途
同意第 6 号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第 7 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に	

	ついて……………	別途
同意第8号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
報告第10号	令和6年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ いて……………	別紙
報告第11号	令和6年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率 の報告について……………	別紙
報告第12号	令和6年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算 について……………	別紙
報告第13号	令和6年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算 について……………	別紙
報告第14号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第15号	放棄した債権の報告について……………	別紙
提出	令和6年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和6年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経 営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和6年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状 況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和6年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団 の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

7年市長提出第55号議案

市有財産（土地）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（土地）を売り払うものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 土地の所在 | 瀬戸市西茨町110番2、113番2、113番20 |
| 2 | 地目 | 宅地、雑種地 |
| 3 | 登記面積 | 14,406.01平方メートル |
| 4 | 売払方法 | 随意契約（先着順売払い） |
| 5 | 売払価額 | 350,000,000円 |
| 6 | 売払先 | 名古屋市東区泉一丁目13番36号
シー・クエンス株式会社
代表取締役 藤井浩彦 |

（理由）

この案を提出するのは、市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7年市長提出第56号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の育児休業に関する条例(平成4年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)</p> <p>(<u>第1号部分休業の承認</u>)</p> <p>第16条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>(次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)</u>を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承</p>

分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部

認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい

支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業の承認の取消事由)	(部分休業の承認の取消事由)
第17条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u>

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p>

第16条 <省略>

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、瀬戸市職員の育児休業に関する条例第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 瀬戸市職員の育児休業に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象

第16条 <省略>

<p style="text-align: center;"><u>職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第16条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第16条の4</u> <省略></p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第16条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出</u>（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第16条の3</u> <省略></p>
---	---

（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正）

第3条 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第7条、第8条、第14条、第15条及び<u>第19条第5項</u>の規定に基づき、育児休業をしている職員の給与等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第7条、第8条、第14条、第15条及び<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、育児休業をしている職員の給与等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の瀬戸市職員の育児休業に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、瀬戸市職員の育児休業に関する条例、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例中所要の規定を整備するため必要があるからである。

7年市長提出第57号議案

瀬戸市旅費条例の一部改正について

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(用語の意義)</u>	
<u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u>	
<u>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。</u>	
<u>(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u>	
<u>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤する勤務公所（常時勤務する公所のない場合又は旅行命令権者（任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</u>	
<u>(4) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項</u>	

<p>に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第21条において同じ。)を締結したものをいう。</p>	
<p>(旅費の種目)</p>	<p>(旅費の種類)</p>
<p>第2条の2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。</p>	<p>第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p>
	<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行において、路程に応じ、旅客運賃等により、支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により、支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路旅行(陸上の旅行にして、鉄道によらないものをいう。以下同じ。)について、路程に応じ、実費額により支給する。</p> <p>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により、支給する。</p> <p>7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</p> <p>8 旅行雑費は、外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p>9 死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合について、定額により支給する。</p>
<p>(旅費の支給)</p>	<p>(旅費の計算)</p>
<p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p>	<p>第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により、計算す</p>

<p>2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により、計算する。 <u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって、計算する。</u></p>	<p><u>る。但し、事務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって、計算する。</u></p>
<p>第8条 市長が必要と認めるときは、市長の定めるところにより、旅費を減じて支給することができる。</p> <p>(旅費の請求手続)</p>	<p>第8条 視察講習等のため旅行するとき、その他必要と認めるときは、市長の定めるところにより、<u>旅費の定額</u>を減じて支給することができる。</p> <p>(旅費の請求手続)</p>
<p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、</u>所定の書類を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。<u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p>	<p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の書類を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。</p>
<p>2及び3 <省略></p> <p>(鉄道賃)</p>	<p>2及び3 <省略></p> <p>(鉄道賃)</p>
<p>第12条 鉄道賃は、<u>鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道（鉄道に類するものを含む。）及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道（軌道に類するものを含む。）又は外国におけるこれらに相当</u></p>	<p>第12条 <u>鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び特別車両料金による。</p>

<p>するものをいう。以下この条及び第15条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p>	
<p>(1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>(1) <u>乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>
<p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)については、この限りでない。</u></p>	<p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長等が鉄道により移動する場合における鉄道賃は、同項の合計額に、特別車両料金及びこれに付随する費用(同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う</u></p>	<p>3 <u>第1項第3号に規定する特別車両料金は、市長が特に必要と認める場合に限り、支給する。</u></p>

<p>費用であって、公務のため特に必要とするものに限る。)を加えた額とすることができる。</p>	
<p>(船賃)</p>	<p>4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合には限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p>
<p>第13条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶又は外国におけるこれに相当するものをいう。以下この条及び第15条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p>	<p>第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p>
<p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) 事務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p>
<p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、市長等につ</p>	<p>2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級</p>

<p>いては、この限りでない。</p>	<p>内の最上級の運賃による。</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、市長等が船舶により移動する場合における船賃は、同項の合計額に、特別船室料金及びこれに付随する費用（同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う費用であって、公務のため特に必要とするものに限る。）を加えた額とすることができる。</p> <p>（航空賃）</p>	<p>3 第1項第4号に規定する特別船室料金は、市長が特に必要と認める場合に限り、支給する。</p> <p>（航空賃）</p>
<p>第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機（航空機に類するものを含む。）又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときには、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等については、この限りでない。</p>	<p>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>
<p>3 航空賃は、市長が公務上、特に必要と認めた場合に限り支給する。</p> <p>（その他の交通費）</p>	<p>（車賃）</p>
<p>第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）</p>	<p>第15条 車賃の額は、実費額による。</p>

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車
運送事業（路線を定めて定期に運行する自動
車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

）の用に供する自動車（外国におけるこれに
相当するものを含む。）を利用する移動に要
する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗
用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（
外国におけるこれに相当するものを含む。）

その他の旅客を運送する交通手段（前号に規
定する自動車を除く。）を利用する移動に要
する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、
道路運送法第80条第1項の許可を受けて業
として有償で貸し渡す自家用自動車（外国に
おけるこれに相当するものを含む。）の賃料
その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊費）

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用
とし、その額は、別表に定める額（次条におい
て「宿泊費基準額」という。）とする。ただし
、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として
規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の
額とする。

（包括宿泊費）

第16条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対
する一体の対価として支払われる費用とし、そ
の額は、当該移動に係る第12条から第15条
までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係

（宿泊料）

第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 水路旅行及び航空旅行については、事務上の
必要又は天災その他やむを得ない事情により、
上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、宿泊料
を支給する。

<p><u>る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第17条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める1夜当たりの定額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、規則で定める額とする。</u></p>	<p><u>(食卓料)</u></p> <p>第17条 <u>食卓料の額は、別表の定額による。</u></p> <p>2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>(渡航雑費)</u></p> <p>第20条の2 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の額とする。</u></p> <p><u>(死亡手当)</u></p> <p>第20条の3 <u>死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるために必要なものとする。</u></p>	
<p><u>(旅行役務提供者に対する支払)</u></p> <p>第21条 <u>第12条から前条までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p>	<p><u>(帰郷旅費)</u></p> <p>第21条 <u>任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p>

第23条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、規則で定める旅費を支給することができる。

別表（第16条、第17条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		宿泊手当 （1夜につき）
	市長等	市長等以外	
	円	円	円
北海道	18,000	13,000	2,400
青森県	15,000	11,000	
岩手県	13,000	9,000	
宮城県	14,000	10,000	
秋田県	15,000	11,000	
山形県	14,000	10,000	
福島県	11,000	8,000	
茨城県	15,000	11,000	
栃木県	14,000	10,000	
群馬県	14,000	10,000	
埼玉県	27,000	19,000	
千葉県	24,000	17,000	
東京都	27,000	19,000	
神奈川県	22,000	16,000	

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の承認を得て定める旅費を支給することができる。

別表（第16条、第17条関係）

区分	宿泊料	食卓料
	（1夜につき）	（1夜につき）
	円	円
市長、副市長、教育 長、固定資産評価員	15,000	2,400
消防長、部長、会計 管理者、課長、課長 補佐又はこれらに相 当する職にある者	13,000	2,100
その他の職員	12,000	1,800

新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000
愛知県	15,000	11,000
三重県	13,000	9,000
滋賀県	15,000	11,000
京都府	27,000	19,000
大阪府	18,000	13,000
兵庫県	17,000	12,000
奈良県	15,000	11,000
和歌山県	15,000	11,000
鳥取県	11,000	8,000
島根県	13,000	9,000
岡山県	14,000	10,000
広島県	18,000	13,000
山口県	11,000	8,000
徳島県	14,000	10,000
香川県	21,000	15,000
愛媛県	14,000	10,000
高知県	15,000	11,000
福岡県	25,000	18,000
佐賀県	15,000	11,000
長崎県	15,000	11,000
熊本県	20,000	14,000
大分県	15,000	11,000
宮崎県	17,000	12,000
鹿児島県	17,000	12,000
沖縄県	15,000	11,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を考慮し、瀬戸市旅費条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第58号議案

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部改正について

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例
及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条
例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正す
る条例(昭和42年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1及び2 <省略> (低額年金の年額についての特例)	附 則 1及び2 <省略> (低額年金の年額についての特例)
3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>令和7年4月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。	3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>令和6年4月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。

退職年金又は遺族年金	金額	退職年金又は遺族年金	金額
65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1,185,900</u>	65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1,163,300</u>
65歳未満の者に給する退職年金	<u>889,400</u>	65歳未満の者に給する退職年金	<u>872,400</u>
遺族年金	<u>829,200</u>	遺族年金	<u>813,400</u>
4 令和7年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。		4 令和6年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。	
5 <省略>		5 <省略>	

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例(昭和51年瀬戸市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例)</p> <p>第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族(当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例(昭和30年瀬戸市条例第14号)第8条第1項に規定する遺族で、遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。)である子が2人以上ある場合 <u>27万9,100円</u></p>	<p>附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例)</p> <p>第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族(当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例(昭和30年瀬戸市条例第14号)第8条第1項に規定する遺族で、遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。)である子が2人以上ある場合 <u>27万3,900円</u></p>

(2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が1人ある場合 <u>15万9,400円</u>	(2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が1人ある場合 <u>15万6,400円</u>
(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>15万9,000円</u>	(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>15万6,000円</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例第7号」という。）及び第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例（以下「改正後の条例第37号」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（多額所得による退職年金停止についての経過措置）

第2条 令和7年4月分から同年6月分までの退職年金に関する瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例（昭和24年瀬戸市条例第11号）第3条の規定の適用については、附則第4条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金の年額とする。

（遺族年金の年額に係る加算についての経過措置）

第3条 改正後の条例第37号附則第3条第1項の規定は、令和7年4月1日前に支給すべき事由の生じた遺族年金で令和7年4月分以後に支給すべきものについて適用し、令和7年3月分以前に支給すべき遺族年金については、なお従前の例による。

（退職年金及び遺族年金の年額の改定）

第4条 職員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金につい

ては、令和7年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第5条 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(内払)

第6条 改正後の条例第7号及び改正後の条例第37号の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例又は第2条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退職年金又は遺族年金は、それぞれ改正後の条例第7号又は改正後の条例第37号の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。

附則別表（附則第4条関係）

退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1, 147, 000	1, 200, 900
1, 197, 800	1, 254, 100
1, 250, 000	1, 308, 800
1, 301, 700	1, 362, 900
1, 354, 600	1, 418, 300
1, 387, 400	1, 452, 600

1, 4 2 0, 3 0 0	1, 4 8 7, 1 0 0
1, 4 5 7, 6 0 0	1, 5 2 6, 1 0 0
1, 5 1 0, 8 0 0	1, 5 8 1, 8 0 0
1, 5 5 6, 6 0 0	1, 6 2 9, 8 0 0
1, 5 9 9, 4 0 0	1, 6 7 4, 6 0 0
1, 6 5 1, 0 0 0	1, 7 2 8, 6 0 0
1, 7 0 3, 1 0 0	1, 7 8 3, 1 0 0
1, 7 5 9, 8 0 0	1, 8 4 2, 5 0 0
1, 8 1 7, 2 0 0	1, 9 0 2, 6 0 0
1, 8 8 8, 7 0 0	1, 9 7 7, 5 0 0
1, 9 3 3, 9 0 0	2, 0 2 4, 8 0 0
1, 9 9 2, 0 0 0	2, 0 8 5, 6 0 0
2, 0 4 8, 7 0 0	2, 1 4 5, 0 0 0
2, 1 6 1, 0 0 0	2, 2 6 2, 6 0 0
2, 1 9 1, 2 0 0	2, 2 9 4, 2 0 0
2, 2 7 7, 8 0 0	2, 3 8 4, 9 0 0
2, 3 9 2, 8 0 0	2, 5 0 5, 3 0 0
2, 5 2 0, 0 0 0	2, 6 3 8, 4 0 0
2, 5 8 4, 9 0 0	2, 7 0 6, 4 0 0
2, 6 4 6, 8 0 0	2, 7 7 1, 2 0 0
2, 7 3 5, 2 0 0	2, 8 6 3, 8 0 0
2, 7 8 7, 3 0 0	2, 9 1 8, 3 0 0
2, 9 3 8, 0 0 0	3, 0 7 6, 1 0 0
3, 0 1 2, 9 0 0	3, 1 5 4, 5 0 0

3, 0 9 0, 9 0 0	3, 2 3 6, 2 0 0
3, 2 4 1, 4 0 0	3, 3 9 3, 7 0 0
3, 3 9 3, 0 0 0	3, 5 5 2, 5 0 0
3, 4 3 2, 6 0 0	3, 5 9 3, 9 0 0
3, 5 5 7, 9 0 0	3, 7 2 5, 1 0 0
3, 7 3 5, 7 0 0	3, 9 1 1, 3 0 0
3, 9 1 1, 9 0 0	4, 0 9 5, 8 0 0
4, 0 2 0, 6 0 0	4, 2 0 9, 6 0 0
4, 1 2 6, 7 0 0	4, 3 2 0, 7 0 0
4, 3 4 2, 0 0 0	4, 5 4 6, 1 0 0
4, 5 5 2, 8 0 0	4, 7 6 6, 8 0 0
4, 5 9 4, 2 0 0	4, 8 1 0, 1 0 0
4, 7 5 8, 0 0 0	4, 9 8 1, 6 0 0
4, 9 6 4, 6 0 0	5, 1 9 7, 9 0 0
5, 1 7 0, 1 0 0	5, 4 1 3, 1 0 0
5, 3 7 4, 2 0 0	5, 6 2 6, 8 0 0
5, 5 0 3, 1 0 0	5, 7 6 1, 7 0 0
5, 6 4 0, 4 0 0	5, 9 0 5, 5 0 0
5, 9 0 4, 9 0 0	6, 1 8 2, 4 0 0

退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額が1, 1 4 7, 0 0 0円未満の場合においては、その年額に1. 0 4 7を乗じて得た額（5 0円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0円以上1 0 0円未満の端数があるときはこれを1 0 0円に切り上げる。）を、5, 9 0 4, 9 0 0円を超える場合においてはその年額を仮

定給料年額とする。

(理 由)

この案を提出するのは、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する年金である恩給の額が改定されたことに伴い、この改定の措置に準じて瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第59号議案

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年瀬戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第17条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この条から附則第20条までにおいて「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定に	附 則 （瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第17条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この条から附則第20条までにおいて「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

より読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第60号議案

瀬戸市地域交流センター条例の一部改正について

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成22年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前				
<p>(使用料)</p> <p>第8条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第2に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間1時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額及び別表第3に定める額を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>別表第3(第8条、第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属設備及び備品</td> <td>1種類又は1品目につき、1回当たり10,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	附属設備及び備品	1種類又は1品目につき、1回当たり10,000円以内で市長が定める額	<p>(使用料)</p> <p>第8条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第2に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間1時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 <省略></p>
区分	金額					
附属設備及び備品	1種類又は1品目につき、1回当たり10,000円以内で市長が定める額					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、附属設備及び備品の使用に係る適正な費用負担を求め、持続可能な維持管理を図るに当たり、瀬戸市地域交流センター条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第61号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>附 則</p> <p><u>（多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例）</u></p> <p>第5条 <u>令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、証明書等の自動交付を行う機能を有するものをいう。）により交付する戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料、所得等に関する証明手数料、印鑑に関する証明手数料、住民票の写しの交付手数料及び戸籍の附票の写しの交付手数料の額は、それぞれ別表に定める手数料の額から100円を減じた額とする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項</td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項	<省略>	<p>附 則</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10</td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10	<省略>
種類	金額										
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項	<省略>										
種類	金額										
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10	<省略>										

<p>から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p>	<p>条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>備考 <省略></p>	<p>備考 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、市民の利便性の向上を図る取組みとしてマイナンバーカードを利用した自動交付サービスを推進するとともに、物価高騰の影響を受けている生活者の支援を目的として、自動交付サービス手数料を時限的に減額するに当たり、瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する必要があるからである。

7年市長提出第62号議案

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正について

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) 第5条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <省略> (2) <u>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業</u> の利用定員に関する <u>こと</u> 。 (3) <u>家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業</u> の認可に関する <u>こと</u> 。 (4)及び(5) <省略>	(担当事務) 第5条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <省略> (2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員に関する <u>こと</u> 。 (3) 家庭的保育事業等の認可に関する <u>こと</u> 。 (4)及び(5) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65

号) 及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、瀬戸市子ども・子育て会議条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第63号議案

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児（法第6条の3第23項の内閣府令で定めるもの（次号において「内閣府令で定めるもの」という。）を除く。）をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（内閣府令で定めるものを除く。）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (6) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させな

ければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - 3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 - 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
 - 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
 - 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所

在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

- 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他

の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等

通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2 階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上 上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育

		<p>室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が

講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等

通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じ提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（

平成24年愛知県条例第68号) (保育所に係る部分に限る。)

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成18年愛知県条例第60号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年愛知県条例第58号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年瀬戸市条例第24号)
(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案要綱

この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 用語の定義及び目的

この条例において、使用する用語の定義は、児童福祉法に規定する用語の意義とし、最低基準を定める目的は、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの。（第2条及び第3条関係）

第2 事業者の一般原則等について

事業者の運営について、一般原則、職員の一般的要件、衛生管理等の基準を規定するもの。（第5条から第19条関係）

第3 一般型乳児等通園支援事業について

設備、職員等の基準を規定するもの。（第21条から第24条関係）

第4 余裕活用型乳児等通園支援事業について

設備、職員等の基準を規定するもの。（第25条及び第26条関係）

第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とするもの。

7年市長提出第64号議案

瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市立みつば小学校用備品一式を買い入れるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 買入物件 | 瀬戸市立みつば小学校用備品一式 |
| 2 | 品名及び
件数 | 校長室椅子始め48件 |
| 3 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 39,677,000円 |
| 5 | 買入先 | 小牧市新町一丁目40番地
有限会社富田文溪堂
代表取締役 富田正仁 |

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和52年瀬戸市条例第1号)第3条の規定により、議会の議決を求めするため必要があるからである。

瀬戸市立みつば小学校用備品一式

番号 (件数)	品名	個数	設置場所
1	校長室椅子	1	校長室・応接室
2	事務机（片袖机）	1	職員室（校長）
3	事務机（片袖机）	3	職員室（教務・校務・主幹）
4	フリーアドレスデスク（幅4.4m）	3	職員室
5	フリーアドレスデスク（幅3.3m）	2	職員室
6	6人用パーソナルロッカー天板ベースセット	12	職員室
7	事務椅子	39	職員室
8	オープン書庫	1	職員室
9	3段ラテラルキャビネット	10	職員室
10	3枚引戸書庫	10	職員室
11	ベース	12	職員室
12	スチール引違い×スチール引違い書庫セット	3	事務室
13	ミーティングテーブル（幅60cm・奥行60cm）	5	職員室
14	ミーティングテーブル（幅1.8m・奥行90cm）	1	職員室
15	ハイキャビネット（ダストボックス付）	1	職員室（給湯スペース）
16	食器棚	1	職員室（給湯スペース）
17	保健室ベッド	2	保健室
18	教卓	26	教室
19	教員用机	21	教室
20	配膳台	21	教室
21	台形フラップテーブル	30	多目的ルーム
22	生徒用実習用丸椅子	110	多目的ルーム

23	配膳台	3	多目的ルーム
24	鏡（ダンス用ミラー）	6	多目的ルーム
25	平行スタッキングテーブル	6	CS・PTA
26	事務椅子	18	CS・PTA
27	上足入れ	1	図書室
28	ブックトラック	1	図書室
29	壁面書架（幅1.8m・高さ1.9m）	8	図書室
30	壁面書架（幅90cm・高さ1.9m）	1	図書室
31	壁面書架（幅1.8m・高さ80cm）	3	図書室
32	壁面書架（幅90cm・高さ80cm）	1	図書室
33	スツール	10	図書室
34	扇形書架（高さ82.8cm）	3	図書室
35	扇形書架（高さ1.174m）	3	図書室
36	円形ソファ	2	図書室
37	月形ソファ	2	図書室
38	コンパクトフラップデスク	12	図書室
39	スタッキングチェア	12	図書室
40	両面書架（高さ1.184m）	4	図書室
41	両面書架（高さ83.8cm）	2	図書室
42	扇状サイドガード	4	図書室
43	サイドガード	4	図書室
44	扇状フロアクッション	4	図書室
45	フロアクッション	4	図書室
46	理科室用丸椅子	42	理科室
47	理科準備室 実習用テーブル	1	理科室
48	調理室用椅子	42	家庭科室

7年市長提出第65号議案

瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の変更について

令和6年12月20日議会の議決を経て締結した瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 契約金額

変更前 金305,470,000円

変更後 金309,876,600円

2 工期

変更前 令和6年12月20日から令和8年2月27日まで

変更後 令和6年12月20日から令和8年7月16日まで

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の金額及び工期の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7年市長提出第66号議案

市道路線の認定について

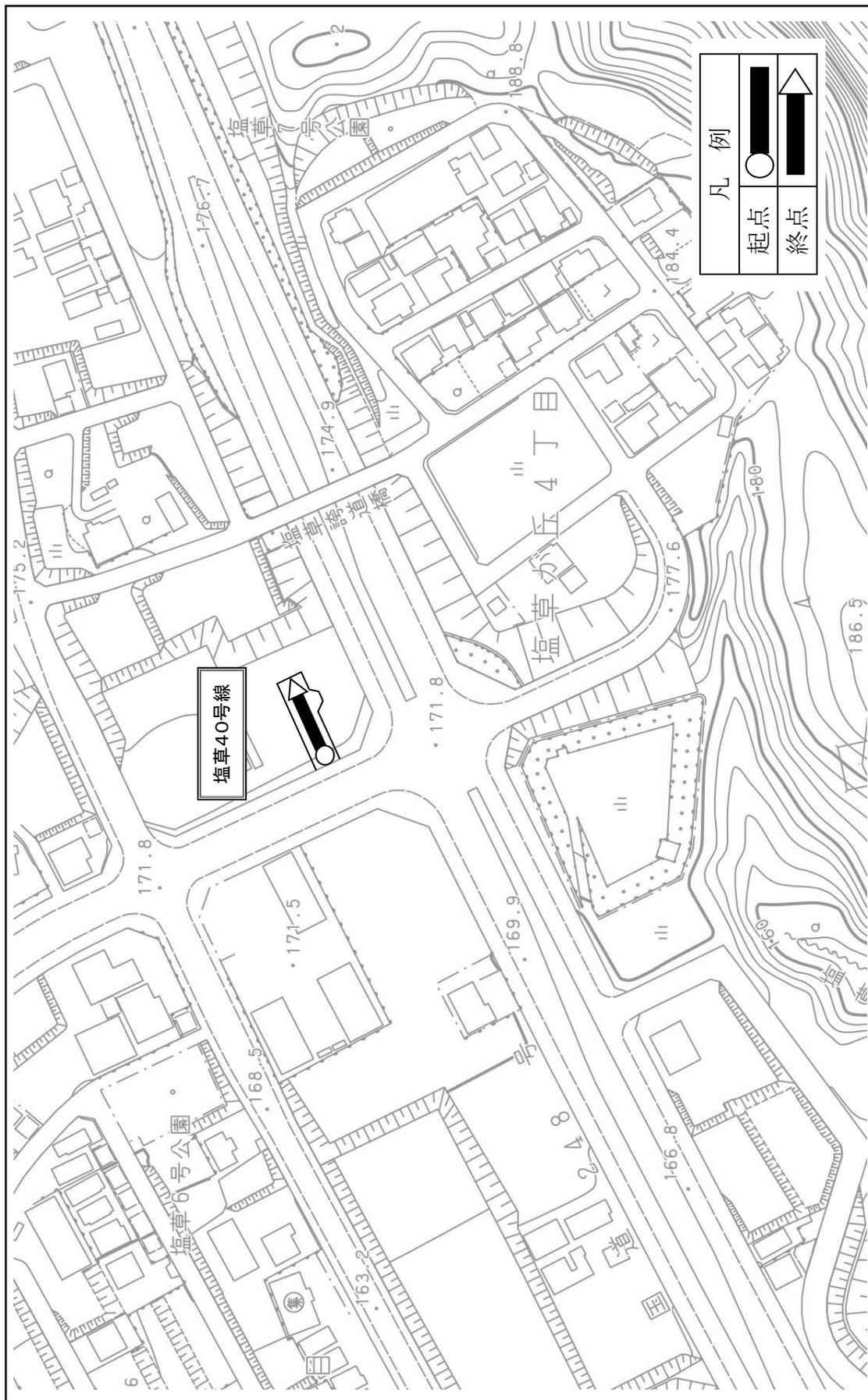
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
04123	塩草40号線	塩草が丘4丁目12番1地先
		塩草が丘4丁目12番7地先

認定路線図



7年市長提出第67号議案

瀬戸市下水道条例の一部改正について

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の施工) 第6条 <省略> 2 <u>災害その他非常の場合においては、前項の規定にかかわらず、排水設備の工事の施工ができるものとして他の市町村長が指定した工事業者に、工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、当該工事業者は、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。</u>	(排水設備等の工事の施工) 第6条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した工事業者が排水設備等の新設等の工事を施工することができるよう瀬戸市下水道条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第68号議案

瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月5日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の工事の施行及び費用負担) 第10条 給水装置の工事の設計及び施行は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない</u> ○ 2及び3 <省略>	(給水装置の工事の施行及び費用負担) 第10条 給水装置の工事の設計及び施行は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 2及び3 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長が指定した工事事業者が給水装置工事を施行することが

できるよう瀬戸市水道事業給水条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。